

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

平成 30 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）及び地域再生法に基づき、地方税（事業税、固定資産税及び不動産取得税）の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める 2 省令について、財政力要件の緩和、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 地域未来投資促進法に基づく省令

○ 財政力要件の緩和

都道府県における直近の財政力指数を反映し、減収補填措置の対象となる都道府県の財政力要件を緩和

(財政力指数：0.46 未満 (H16-H18 平均) → 0.52 未満 (H27-H29 平均))

※ 財政力要件は、全国都道府県の財政力指数の平均を用いて設定

※ 市町村の財政力要件については、直近の財政力指数を反映すると、0.64 未満と現行の 0.67 未満より厳しくなることから、従前の取組を一層強化する法改正の趣旨を踏まえ、見直さない。

(2) 地域再生法に基づく省令

○ 適用期限の延長

平成 30 年 3 月 31 日に適用期限をむかえる地域再生法に基づく省令について、国税の特例措置が延長されたこと等を踏まえて期限を 2 年間延長

3. 施行期日（予定）

平成 30 年 4 月 1 日